

第 4 5 号議案

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例
の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

3 7	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内
-----	--------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡駅前土地区画整理事業により設置された公園を新たに都市公園法に基づく都市公園として、次のとおり規定すること。

名 称	位 置
駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内

- 2 この条例は、公布の日から施行すること。